



Title	大川俊隆氏の「偏旁添加字説」批判
Author(s)	笠川, 直樹
Citation	中国研究集刊. 1987, 4, p. 1-5
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60810
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大川俊隆氏の「偏旁添加字説」批判

笠川直樹

一、大川氏の所説

大川俊隆氏は、戦国期の中山王墓より出土した青銅器の銘文の解読をとおして、「文字發展過程における偏旁添加字の位置」と題する論文を本誌地号（一九八六年）に発表せられた。この論文において、大川氏は、中山王諸器の銘文の字形に多くの偏旁が増加されていることに着目せられ、偏旁添加字説ともいふべき、説文学上の六書説を補う所説を展開されている。筆者は、大川氏の御教導を得て、銘文解読の会の一員に加えていただいた。今、大川氏の所説に接し、いささかの意見を述べて、氏の御教導に報いたいと思う。

中山王諸器の銘文の字形を掲げられるものの、大川氏によって説かれるところは、形声字の造字原理の成立過程の図式化にあるといえよう。論文中、大川氏は、形声字の造字原理を次の様に規定されている。（十二頁下以下）

一、聲符字がその本義とは関係なく、ただ聲音を表わすものとして既に存在していること。

二、その事象が属すべき分類範疇が、形符として存在しているのみならず、そのような分類範疇の總體が、各々形符として存在していなければならないこと。

右記のように規定されるならば、形声字の造字原理は、具象的な象形字、会意字の造字原理と比較して、抽象的、かつ系統分類の整ったものであり、造字の際の意識上極めて高度なものとならなければならない。この立場から、象形、会意字から形声字へいたる、造字意識上の發展過程を考えるならば、分類範疇の總対的理解が必要となってくる。その前提として、大川氏は、象形、会意字と、形声字との造字意識上の隔りを埋めるものとして、偏旁添加字を考えられ、文字發展の図式を整えられた。その論理は次のようである。（十三頁下）

まず、既にある象形、会意字に、分類範疇の形成を前提とした限定符の付加が行なわれる。続いて、限定符が一人だちして、既にある象形、会意字の右旁の意味を含む様になる。結果的に、軒先をかして母屋をとられる様に、象形、会意字が、假借字に

置きかえられると、形声字が発生するというものである。中山王諸器の銘文中の字形は、象形、会意、假借字を除いて、ほとんどが、限定符の付加階段即ち偏旁添加字であり、前述の形声字の規定にはまるものは少ない。それ故に、形声字発生的前提に位置する形態を示して、甚だ貴重、重要であるとせられる。

大川氏の所説の基礎には、多くの会意字を、形声字として分類整理してしまった、許慎の『説文解字』への批判が据えられており、不当に本義を喪失せしめられた会意字への擁護の立場を察しうる。筆者も同様の立場をとるが、形声字に対する理解は、亦声のとらえ方において、大川氏と意見を異にする。

二、亦声について

段玉裁は、『説文解字注』示部、禎の字の条において、亦声について記している。許慎の説解は、「禎、以眞受福也。从示眞聲。」とある。眞聲に注している。

此れ亦た當に、「示に从ひ、眞に从う、眞は亦た聲」と云うべし。言はざる者は、省也。聲と義とは原を同じくす。

故に禎聲の偏傍は多く字の義と相ひ近し。此れ會意、形聲兩兼の字、多きを致す也。『説文』或は其の會意を併してその形聲を略し、或は其の形聲を併して其の會意を略すれば、則ち渎文すると雖も實は互見を欲す。此れを知らざれば則ち聲は義と隔たる。又た或は宋人の字説の如く、祇に會意有りて、別に形聲無し。其の失は均しく誣なり矣。

段玉裁は、禎字の右傍の眞字が、「以眞受福」と説解され、意符をもつて解されていることから、禎字の主意が声符眞聲に存するとして、亦た声であるとする。そうしてみれば、禎字における左偏示は、主意の存する眞の指事的限定符であるので、禎字は会意字にして形声字であるとする。しかしながら、眞は主意を存するとはいへ、あくまで声符であり、禎字が形声字であることは動かしがたい。禎字は「形声にして亦声」たる字であるというわけである。許慎の説解でこれを示すものを掲げれば、選の字を例とすることができる。

選_三 遣也。从疋巽。巽遣之。巽亦聲。

とあるが、「从疋巽」という巽字は、

與_五 具也。从卍巳聲。

とする。ここで「巳聲」とする巳字は、

巳_上 二巳也。巽从此。闕。

とある。選字は、声符巽と限定符疋を字の構成要素とするが、字の主意は声符巽にあるとする。巽はまた巳声の形声字であり、巳は会意字である。(闕とあるように意味は不詳とする。)選字の声符巽がなお意符としての機能をもつことから、これは、「形声にして亦声」たる字であると理解できる。大川氏は、形声字の成立条件として、「声符字が本義とは関係なく、ただ声音だけを表わすものとして存在すること」と言われるが、「形声にして亦声」たる説解の例を見れば、段玉裁の注の文中の、「聲と義は原を同じくす」とある考え方は、許慎の形声字解釈

の段階で内包されているといえる。許慎の説解は、許慎の形而上学的解釈によるものであり、その当否への批判はさておき、造字原理として、会意字と形声字の厳密な分類を断ずることの無理を認知して、亦声の方法をとっていることは閑却できまい。会意字と形声字は、造字原理の意識上それほど隔たったものではなく、形声字は字の意味の派生するなかで、自然に発生し、話し言葉と文字語句の相関関係をもって、造字、増加されていったとする方が妥当である。大川氏のいわれる偏旁添加字は、「会意にして亦声」たる字にあたるのではなからうか。それは造字理解の方法としては筆者が段王裁の注の文章から理解する「形声にして亦声」たる字と同様である。亦声の考え方の枠組みを「会意にして亦声」にとどめられる、大川氏の所説とは形声字発生に関わる理解が異なっており、大川氏の発展過程の図式には首肯しがたいところがある。

三、字義の多義化と一義の確定について

大川氏は、偏旁添加字の初出として、遘の字を掲げておられる。甲骨文に見える耑の字は冉を二つないだ象形字であろう。冉の字に類似したものとしては、殷代氏族の図象標識に図①が見えるが、何を表わすのかは詳かでない。遘の字は、耑を路側に置く全体象形として「遘う」と釈するのではないだろうか。西周金文にも「遘う」の用例は、保占と獻殷の銘文に見える。ただ、克盥の銘文に見える「婚遘」は、「通婚関係にある親縁、

同族」という意味で用いられている。

「通婚して二族が遘う」と字義を拡大して理解すればよいのであるが、後に見える耑の字と通假して用いられる形声化された字ではないかと思う。段玉裁のいう耑の系列字を掲げれば、耑（ひっぱりあう）觀（であう）購（あがなう）が掲げられる。西周期から、婚媾、婚觀、婚遘は通假して用いられ、既に形声にして亦声の系列が見られる。遘の字義の多義化のなかで、女・見が限定符としてとり替えられてはいくが、通假の関係のなかでは、厳密な一義の確定の図式は整えられていないようである。このことは、大川氏の掲げられる遘の字にもあてはまるのではなからうか。大川氏は、會（器蓋）↓會（會同）↓遘（會同）という図式を掲げられている。初義から引伸が生じ、偏旁添加字によって字義が限定され、一般的通用の中で元字に戻るといいうものである。果して、この図式は成り立つのであろうか。遘の字は、大川氏の掲げられる沈兒鐘の銘文では、図②につくるが、

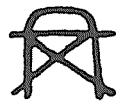


図 ①



図 ②

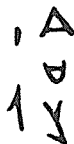


図 ③

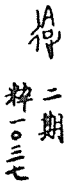


図 ④

全く同じ用例として、時期的に古い保古には図③につくる。合は會の省形であり、既に甲骨文中の字（図④）が見える。初義を考えれば、會も合も器蓋のある食用器の象形であるが、西周中期の保古の用例から、既に「あつまる」の意味で用いられている。『説文』會^平に、重文として俗の字を掲げ、「古文會、此の如し」という。迨、恰は、脚の字とあわせて通假する系列字であり、声符に意符が兼ねられた亦声の字として掲げられる。造字の初義から「あつまる」の意味をもつこの三字は、早くから形声化されていたようである。迨は迨の繁体字である。會同を意味する會の字の多様化のなから、一義を確定するために迨の字が生まれたとはいえない。迨は會意の当初から會合を意味している。まず基幹となる文字があり、限定符が付加されて一義が確定するというの一般的な考え易い法則である。ただ、遵、迨の字を照らせば、會意の初期から通假字が生まれ、そのまま形声化されていった字も見られる。古代音韻の知識に全く乏しい筆者には意見を述べる資格はないが、中山王諸器には、音假の形声字が甚だ多いのではないかと思う。『中山王諸器文字編』（中華書局）から若干の字を掲げて、これを考えてゆきたいと思う。

四、中山王諸器銘文中の通假字

中山王諸器の銘文を読む際、最も難解であるのは、通假の繁体字が多いことである。その中には、造字の意味を解しがたい

ものも表われてくる。例えば、愬が順とよまれるのを、大川氏は、頁と心が互換されたものと解されるが、（十四頁上）、愬はまた遺想と続けられて、訓とよまれる。それで、中山王諸器にあっては、言にしたがう字は、限定符心を用いているかといえは、言にしたがう形声字が、訴・許・訛・詒・許・詔・諱・語・詆・諱・諱の十二例表われている。許は作、諒は信、諱は専と通假される形声字である。限定符の附加の秩序が乱れているのではないかと思われるものもある。田獵が狙獵につくられ、犬が限定符につくるのは判るが、狘、狘が佐、左と通假して用いられるとき、その限定符の意味は解しがたい。同様に、連が進、逃が兆と音假して用いられ、送が朕、怒が勞、曷が惕と偏旁の一部をかりて通訓されるものも理解に苦しむ。

大川氏が偏旁添加字として掲げられたものは、部首立ての試みの成功したものであり、筆者の掲げたものが不成功の例とすればつじつまがあうが、むしろ中山王諸器初出の字全体を音假の繁体字、あるいは偏旁の一部をとって通訓した繁体字と考えた方がよいのではないかと思う。思うに、西周期金文に見える會意から形声化された字は、齶声の系列の一定の秩序を保っていたのであるが、列国期に至って、この秩序に乱れが生じ、音假、通訓によって様々の繁体字が生まれたようである。それらは、見方によっては部首だての試みのように見えるが、その実かえて元来の声符の系列をバラバラにしてしまう結果をよんだ。始皇帝による文字統一の後、残った文字を部首分類し、集

成したのが許慎の『説文解字』であるが、許慎の形而上学的思想が加味されたこともあって、再整理は充分に行なわれなかったのである。

先に述べたように、大川氏のいわれる偏旁添加字とは、筆者の理解する亦声の字であるが、わずかな相異は、大川氏が偏旁添加字の構成の基礎に、段玉裁のいう「鱗声」の系列字を考慮にいれておられないという点にある。それがために、偏旁添加字説は、「会意にして亦声」たる字ばかりの構成となり、柔軟

性を失なうて、文字の字義派生時の造字原理に内包する「声と義は原を同じくす」という枠組みを把握しきれなくなっている。また大川氏の所説全体は、会意字を尊重されながらも、むしろ形声字の造字原理を意識上高いものとして、かえって会意字と形声字の隔たりを広める結果を生み出しておられる。筆者はその点について、理解の相異を感じるのである。

以上、つたなき疑問を発して、大川氏の御批判を仰ぎたいと願う次第である。